

三重県南海トラフ地震対策強化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 各部局等連携の下、ハード・ソフトの両面から事前防災を強化し、南海トラフ地震対策を迅速かつ的確に推進していくため、三重県南海トラフ地震対策強化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」に基づく対策の進捗管理と評価・検証に関すること
- (2) 南海トラフ地震対策に特化した計画（仮称）の策定に関すること
- (3) その他南海トラフ地震対策の強化及び推進に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長代理は、副知事及び危機管理統括監の職にある者をもって充てる。
- 4 副本部長は、防災対策部長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長及び本部長代理を補佐する。
- 3 本部長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長及び幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会は、南海トラフ地震対策の強化に関する次の事項について、必要に応じて開催するものとする。
 - (1) 推進本部に提案する事項
 - (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項

(幹事会の運営)

第6条 幹事長は、会務を総括する。

- 2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、防災対策部災害対策推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表 1

本部長	知事
本部長代理	副知事、危機管理統括監
副本部長	防災対策部長
本部員	総務部長
	デジタル推進局長
	政策企画部長
	東京事務所長
	地域連携・交通部長
	地域連携・交通部スポーツ推進局長
	地域連携・交通部南部地域振興局長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	環境生活部環境共生局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光部長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	会計管理者兼出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
	教育長
警察本部長	

別表 2

幹事長	防災対策部次長
幹事	総務部総務課長
	政策企画部政策企画総務課長
	地域連携・交通部地域連携・交通総務課長
	防災対策部防災対策総務課長
	医療保健部医療保健総務課長
	子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
	環境生活部環境生活総務課長
	農林水産部農林水産総務課長
	雇用経済部雇用経済総務課長
	観光部観光総務課長
	県土整備部県土整備総務課長
	出納局出納総務課長
	企業庁企業総務課長
	病院事業庁県立病院課長
	教育委員会事務局教育総務課長
警察本部警備部警備第二課長	